（法第十一条の八第二項前段の当該組合と主務省令で定める特殊の関係のある者）

**第十九条**　法第十一条の八第二項前段の当該組合と主務省令で定める特殊の関係のある者は、当該組合の子法人等（農林水産大臣及び金融庁長官が定める者を除く。次条第二項第二号及び第二十二条の二において同じ。）とする。

［号を削る。］

［号を削る。］

（法第十一条の八第二項の規定の適用に関し必要な事項）

**第二十条**　［略］

2　前項に規定する「合算信用供与等総額」とは、次の各号に掲げる額の合計額をいう。

一　前項の組合について第十七条第一項及び第二項の規定により計算した単体信用供与等総額

二　前項の組合の子法人等について第十七条第一項及び第二項の規定の例により計算した信用の供与等の総額

［3・4　略］

（法第十一条の八第一項及び第二項の規定を適用しない信用の供与等の相手方）

**第二十二条の二**　法第十一条の八第三項第二号の信用の供与等を行う組合又はその子会社等と実質的に同一と認められる者とは、当該組合又はその子法人等をいう。

（届出事項等）

**第五十八条**　法第九十七条第十二号の主務省令（金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものを除く。）で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一・二　略］

三　組合が第九条に規定する会社又は第十九条に規定する者のいずれかに該当する者（次号及び第五号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合

［四～十七　略］

［2～5　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正）

**第二条**　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （法第十一条の八第二項前段の主務省令で定める組合と特殊の関係のある者）<br>**第十九条**　法第十一条の八第二項前段の主務省令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。<br>一　当該組合の子法人等<br>二　当該組合の関連法人等（第十条第三項に規定する関連法人等をいう。次条第二項第二号において同じ。） | （法第十一条の八第二項前段の当該組合と主務省令で定める特殊の関係のある者）<br>**第十九条**　法第十一条の八第二項前段の当該組合と主務省令で定める特殊の関係のある者は、当該組合の子法人等（農林水産大臣及び金融庁長官が定める者を除く。次条第二項第二号及び第二十二条の二において同じ。）とする。 |
| （法第十一条の八第二項の規定の適用に関し必要な事項）<br>**第二十条**　［同上］<br>2　［同上］<br>一　前項の組合について第十七条第一項の規定により計算した単体信用供与等総額<br>二　前項の組合の子法人等及び関連法人等のそれぞれについて第十七条第一項の規定の例により計算した信用の供与等の総額<br>［3・4　同上］ | （法第十一条の八第二項の規定の適用に関し必要な事項）<br>**第二十条**　［略］<br>2　前項に規定する「合算信用供与等総額」とは、次の各号に掲げる額の合計額をいう。<br>一　前項の組合について第十七条第一項及び第二項の規定により計算した単体信用供与等総額<br>二　前項の組合の子法人等について第十七条第一項及び第二項の規定の例により計算した信用の供与等の総額<br>［3・4　略］ |
| ［条を加える。］ | （法第十一条の八第二項の規定を適用しない信用の供与等の相手方）<br>**第二十二条の二**　法第十一条の八第三項第二号の信用の供与等を行う組合又はその子会社等と実質的に同一と認められる者とは、当該組合又はその子法人等をいう。 |
| （届出事項等）<br>**第五十八条**　［同上］<br>［一・二　同上］<br>三　組合が第九条に規定する会社又は第十九条各号に掲げる者のいずれかに該当する者（次号及び第五号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合<br>［四～十七　同上］<br>［2～5　同上］ | （届出事項等）<br>**第五十八条**　法第九十七条第十二号の主務省令（金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものを除く。）で定める場合は、次に掲げる場合とする。<br>［一・二　略］<br>三　組合が第九条に規定する会社又は第十九条に規定する者のいずれかに該当する者（次号及び第五号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合<br>［四～十七　略］<br>［2～5　略］ |
| （当該同一人自身を合算子法人等とする法人等に準ずる者）<br>**第十三条の四**　令第十条第一項第一号ロ（同条第十三項及び第十六項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める者は、会社である同一人自身（同条第一項（同条第十三項及び第十六項において準用する場合を含む。次条第二項において同じ。）に規定する同一人自身をいう。）又は当該同一人自身を合算子法人等（令第十条第二項（同条第十三項及び第十六項において準用する場合を含む。）に規定する合算子法人等をいう。以下この条において同じ。）とする法人等（当該同一人自身又は当該法人等が連結財務諸表提出会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方 | （当該同一人自身を合算子法人等とする法人等に準ずる者）<br>**第十三条の四**　令第十条第一項第一号ロ（同条第十二項及び第十五項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める者は、会社である同一人自身（同条第一項（同条第十二項及び第十五項において準用する場合を含む。次条第二項において同じ。）に規定する同一人自身をいう。）又は当該同一人自身を合算子法人等（令第十条第二項（同条第十二項及び第十五項において準用する場合を含む。）に規定する合算子法人等をいう。以下この条において同じ。）とする法人等（当該同一人自身又は当該法人等が連結財務諸表提出会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方 |